



\*マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています\*

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



余裕ない毎日を送っていると、気づけば今年もあと数日を残すばかりとなりました。いろいろと至らない点もあり、ご迷惑をお掛けしたこともあったかと存じますが、あたたかくお付き合いくださいましたこと、心より感謝申し上げます。本年もたいへんお世話になり、ありがとうございました。皆さまよいお年をお迎えくださいませ。



\*気になる相場\*  
～災害見舞金の金額（非世帯主の場合）～

（円）

	持ち家の場合			借家の場合		
	全焼・全壊	半焼・半壊	床上浸水・一部損壊	全焼・全壊	半焼・半壊	床上浸水・一部損壊
最高額	500,000	450,000	200,000	500,000	450,000	200,000
最低額	5,000	3,000	3,000	5,000	3,000	3,000
最多回答	50,000	50,000	10,000	50,000	30,000	10,000

日本実業出版社調べ（調査期間 平成26年6月）

## ★これで完璧！ 12月の事務



### ☆年末調整の準備☆

今年最後に支給される給与・賞与が確定したら、年末調整を行います

### ☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（12月12日まで）☆

11月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

### ☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（1月4日まで）☆

11月分の社会保険料・子ども子育て拠出金を納付。

### ☆10月決算法人の確定申告と納税（12月中の決算応当日まで）☆

10月決算法人の確定申告と納税、4月決算法人の中間（予定）申告と納税。

## ★知っ得情報★

### ～冬ボーナス支給の実態～



大阪シティ信用金庫は12月5日、「中小企業の冬季ボーナス支給の実態」を調査した。調査は11月2日～8日、同金庫取引先企業(大阪府内)を対象にアンケート調査で行われ、1,140社の有効回答を得ました。

#### ○支給企業が4年ぶりに減少

この冬にボーナスを支給するかどうか聞いたところ、「支給する」と答えた企業は61.5%で、昨年冬から3.9ポイント増加した。増加は2年ぶりだが、リーマン・ショック前に比べると10ポイント程度下回っている。業種別にみると、支給する企業は建設業が66.7%で最も多く、小売業が45.8%で最も少ない。

「支給しない」企業の内訳を見ると、「ボーナスは支給できないが、少額の手当を出す」とする企業は28.6%で昨年冬比1.0ポイント減、「全く支給なし」とする企業は9.9%(同2.9ポイント減)だった。

ボーナスを支給すると回答した企業(61.5%)に対し、1人当たりの支給額(税込)を聞いた結果、平均は前年に比べ1,061円多い27万7,086円だった。支給額が増加するのは4年連続。

業種別にみると、サービス業が30万5,156円で最も多いのに対し、小売業では23万8,403円、運輸業も23万8,432円と少なくなっている。従業者規模別にみると、支給額は規模が小さくなるほど少なくなっている。

調査では、「支給企業割合、支給額の両面からみて、今冬の中小企業のボーナス支給状況は昨年に比べ『改善』と言える」と分析している。

なお経団連がまとめた今冬ボーナス調査結果によると、民間大手企業の平均妥結額は昨年冬比0.84%増加の92万7,892円で、4年連続増加の見込み。東証第1部上場企業では平均71万8,124円(一般財団法人労務行政研究所発表)という調査結果もある。国家公務員は平均70万4,800円。

## ワンオペ育児

母親1人で子育てをする様子を、従業員1人だけで営業を行うファストフード店に例えた「ワンオペ育児」という言葉がインターネットで話題になっているそうです。ワンオペ育児は一体何のことでしょうか…？ 国が推し進める働き方改革にも関係しそうです。

2年ほど前、某牛丼チェーン店で従業員が休憩も取らず、長時間1人で清掃・調理・仕入れなどすべての業務をこなす「ワンオペ（ワンオペレーション=1人作業）」が社会問題になりました。こうしたブラック企業の「ワンオペ」労働が母親たちの家庭内労働とそっくりなことから、ネットを中心に母親たちの間では「ワンオペ育児」という言葉が使われています。父親が残業で帰りが遅い家庭、ひとり親家庭、親が近くにいない家庭など、日本には専業主婦、働く母親を問わず、ワンオペ育児をする母親であふれているということです。

総務省の社会生活基本調査によると、夫婦の育児や家事などに使われる時間は妻が5時間4分に対し、夫が46分、女性の社会進出が進んでも、育児や家事の大半を女性が担っている状況になっています。

男性の育児参加を増やすには、働き方の改革が求められています。サントリーグループは自宅など会社の外で働く「テレワーク」を、男女を問わず導入しました。10分単位でテレワークの利用ができるように制度を見直した結果、去年はサントリーグループの利用対象者6,500人のうち、半分以上の約3,600人が利用しているそうです。政府も、こうしたテレワークなどの新しい働き方の普及に向けての検討を始めています。

では、育児や家事の分担がどうしたら円滑に進むのでしょうか？ 専門家によると、妻に対する夫の「地雷ワード」があるそうで、「手伝おうか？」「頑張ってるね！」などのように「子育ては妻がやるものだ」という前提で話をすると、もめることが多いとのこと。

逆に、妻側の注意点もあり、例えば洗濯について、「その畳み方は違う！」など自分のやり方を押しつけてしまうと、結局うまくいかないことが多くなります。任せるのであれば、できるだけ口を出さないようにすることも分担をうまく進めるコツですね。

年末年始で親子が一緒に過ごす機会も増えます。子供が小さいという家族だけでなく、どんな家庭も、家族で気持ち良く過ごす方法を見つけていきたいですね。

\*マイナンバーも安心！  
当事務所は電子申請でお手続きしています\*

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

